

- 「議案第1号 川崎市附属機関設置条例の制定について」
- 「議案第2号 附属機関の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」

《一括審査の理由》

いずれも附属機関の設置、整理統合等の見直しに関する内容であるので、2件を一括して審査

《主な質疑・答弁等》

* これまでの本市の附属機関と協議会等の取扱いについて

附属機関は地方自治法に基づき、法律又は条例の定めにより設置する機関であり、協議会等は要綱等で設置している機関である。本市では「附属機関等の設置等に関する要綱」に基づき、附属機関等を設置する場合や既に設置されている附属機関等を廃止、統合する場合には所管局と行財政改革室で協議することとしてきた。

* 附属機関等を見直した経緯について

行政機関の組織は、見直しを行わなければ拡大していく傾向にあり、本市の附属機関等においても、社会情勢の変化により設置の必要性が低下してきたものや設置目的が類似しているものが多数あること、また、他都市では要綱等で設置する協議会等が、附属機関に該当するとの判例があること、他都市の附属機関等の見直し状況などを総合的に勘案し、行財政改革の一環として整理統合等を進めてきた。

* 附属機関等を見直しに伴う変更点について

附属機関と懇談会の基準を明確にするとともに、現在の協議会等についても整理統合等を行い、附属機関と懇談会等に分類した。これにより、附属機関は107から142に、協議会等は懇談会等に位置付け168から36に整理統合等を行った。

* 市職員の附属機関等の委員への選任について

原則、附属機関等においては、市職員を委員に選任しないものとしているが、法令に定めがある場合や附属機関等の役割によっては市職員の参画が必要な場合がある。ただし、附属機関等は市に対して提言等を行う立場であるため、現在、附属機関等の委員に選任されている市職員は可能な限り減らしていきたい。

* 附属機関や協議会等の運営に係る事業費と今後の検証について

平成25年度における附属機関や協議会等に係る事業費は約3億9,300万円である。効果や削減額などの検証は、附属機関等を見直し後、1年間から2年間の運営状況を見ながら検証していきたい。検証結果はまとまり次第、適宜議会へ報告していく予定である。

* 附属機関等の委員の在任期間及び同一人が複数の附属機関等に所属することについて

附属機関等の委員の在任期間は通算して10年までとしており、同一人の選任は5機関までとしているが、専門性が高く、適切な人材がない場合や団体の推薦により選任される場合には例外的な事例もある。可能な限り附属機関等の在任期間が10年を経過したり、同一人が5機関を超えて就任することがないように、今後も「附属機関等の設置等に関する要綱」の適切な運用に努めていきたい。

*** 附属機関の提言と市の責任の所在について**

市が実施する事業には、附属機関からの答申や提言等を踏まえて実施するものがあるため、責任の所在が曖昧との指摘を受けるが、最終的な判断は執行機関である市が行うことから事業の実施責任は市にあるものと考えている。

*** 要綱等に基づいて設置する協議会等で争われた裁判の内容について**

他都市では、法律や条例に根拠規定を持たない協議会等について、地方自治法に規定する附属機関に該当するとして、協議会等の委員への謝礼が不適切であるとの判決がなされた事例がある。

*** 川崎市教科用図書選定審議会の運営内容について**

川崎市教科用図書選定審議会は、高等学校を含めた市立学校が使用する教科用図書の選定に関して調査審議を行っている。

《意見》

* 附属機関等の見直しは、既に15の政令指定都市で実施しており、本市の取組は遅いと言える。また、他都市では法律又は条例に根拠規定を持たない協議会等について、下級審で附属機関に該当するとの判決がある状況を鑑みても、本市が附属機関等を見直すことは当然のことである。それを行財政改革の一環として取り組むことは認識が誤っている。

* 指定管理者選定評価委員会は市民や事業者の利害が関係するため、委員の選任や委員会の審議などの運営は透明性を持って取り組んでほしい。また、委員会が機能するよう市としてもチェックしてほしい。

* 附属機関等の調査審議等においては、行政側の意向を酌んだ委員もいるため、附属機関等の委員の選任に当たっては、人選に偏りがないよう明確な基準が必要である。

* 附属機関等の見直しについて、統合や削減など費用対効果が分かるよう情報提供してほしい。

《議案第1号の審査結果》

全会一致原案可決

《議案第2号の審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第3号 川崎市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第4号 川崎市個人情報保護条例及び川崎市審議会等の会議の公開に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第5号 川崎市行政手続条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 総合調整条例との整合性について

行政手続条例は、市が行う処分や行政指導等の手続に関し共通する事項を定めており、他の条例で処分や行政指導等に関する特別の規定がある場合には、その条例を優先させることとなっている。市民の権利や利益の保護は、本条例及び本改正議案の趣旨であり最も重要であるため、総合調整条例の運用においても、必要に応じて対応していくものと考えている。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第6号 川崎市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第7号 川崎市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 特殊業務手当の支給対象及び神奈川県の実施状況について

本議案は、市立高等学校の教諭等を対象としており、教員特殊業務手当の限度額を6,400円から7,500円に引き上げるものである。神奈川県においては昨年12月に条例改正を行い、今年4月から施行される予定である。

《審査結果》

全会一致原案可決

- 「議案第29号 川崎市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 総合教育会議の設置への見解について

法改正により地方公共団体は総合教育会議を設置し、その中で市長と教育委員会は教育行政等について協議、調整をすることとなる。本市においては、以前から適宜、市長と教育長は教育行政等について意見交換を行ってきたが、教育委員が予算に関する意見交換以外に公的に話し合う場はなかった。今後、総合教育会議において市長と教育委員会が、教育の在り方について認識を共有し

ていくことが重要であると考えている。

《意見》

- * 学校では政治的な影響が及ばないよう独立性が重視されてきたが、一方で学校長の権限は強く、組織は閉塞的で外部からのチェックが行き届かない状況になっている。そのため、学校の環境は学校長によって大きく左右される。総合教育会議では市長と教育委員会が十分に意見交換を行い、教育行政の在り方を検討してほしい。本市中学校生徒が被害者となる痛ましい事件があったからこそ、新しい公教育の在り方を考え、川崎の教育モデルとなるよう取り組んでほしい。
- * 教育委員会制度の改正前から中学校給食の実施など、市長の意向で方針転換されてきたことから、教育行政は市長の影響を受けてきたと言える。今後、教育委員会は改正趣旨でもある教育の政治的中立性や安定性の確保に努め、主体的に意見を発信してほしい。
- * 新教育委員会制度は、首長の権限強化により政治的中立性が損なわれる恐れがあり、市長の人間性によって教育行政の運営が左右されることが考えられる。今回の制度改正には、教育委員会の独立性や自主性を損ねる仕組みがあると考えている。教育長や教育委員の任免権は首長のものとなり、大綱の策定が首長に義務付けられた。本来、大綱の策定は首長と教育委員会が対等に、住民が参画の下民主的に協議されるべきものである。また、総合教育会議は緊急の場合、首長と教育長のみで開催することが可能であり、大綱の策定などへの影響を危惧している。一連の教育改革には反対してきたことから、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第30号 川崎市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

* 教育長の退職手当額の算定について

法改正により、新たな教育長は地方公共団体の長が議会の同意を得て任命する特別職となるため、教育長の退職手当の支給額は、本市の特別職と同一の支給率で算定する予定である。

《意見》

- * 議案第29号と同様に一連の教育改革には反対してきたことから、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第31号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」

《主な質疑・答弁等》

- * これまでの市長と教育委員会の意見交換の場について

これまで市長と教育長は適宜、教育行政等について意見交換を行ってきたが、市長と教育委員6名が直接、公的に意見交換をする機会はほとんどなかった。

《意見》

- * 教育委員会制度の改正により、首長の権限が強くなり、市長の考えや思いがそのまま教育施策に反映する可能性もあるが、それが不適切な方向へ行くことがないよう議会として取り組んでいきたい。
- * 議案第29号と同様に一連の教育改革には反対してきたことから、本議案には賛成できない。

《審査結果》

賛成多数原案可決

○「議案第32号 包括外部監査契約の締結について」

《主な質疑・答弁等》

* 契約額の上限を1,800万円とした根拠について

東証一部上場企業に対して会計監査を実施した場合、報酬は2,000万円であると国から例示されたため、当初は契約額の上限を2,000万円としていたが、平成25年度から市の財政状況や他都市の動向などを考慮し契約額の上限を1,800万円に引き下げたものである。

* 包括外部監査人への報酬の支払い状況について

包括外部監査人に対する報酬は、基本費用や執務日数に応じた執務費用などが支払われており、毎年契約の上限額を上回る金額が算出されるが、実際の支払いは上限額までとなっているため、これを超えることはない。

* 包括外部監査人の選定方法及び選定理由について

応募者8名のうち、1次選考で3名が選ばれ、局長級で行う2次選考で最終決定した。監査人は秋田県や東京都港区で包括外部監査の実績があり、包括外部監査人補助を多数経験してきたことから、公会計において広範囲で豊富な知識を有している。また、監査業務に精通した監査補助者の確保が可能であることや、システムや工事、法律など多岐にわたる監査が可能であることから選定した。

* 包括外部監査の実施による市の業務への影響について

監査人が監査項目を決定し監査を実施することとなるが、監査項目によって業務への影響は様々である。包括外部監査は、行政の適切な運営と透明性の確保の観点から重要なものであり、制度上必要なものである。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第33号 川崎市固定資産評価審査委員会委員の選任について」

《審査結果》

全会一致同意

○「議案第65号 平成26年度川崎市一般会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第70号 平成26年度川崎市公債管理特別会計補正予算」

《審査結果》

全会一致原案可決

○「議案第83号 平成26年度川崎市一般会計補正予算」

《主な質疑・答弁等》

* 短期間で補正予算を編成した経緯について

本議案は2月に国会で補正予算が成立し、本市の施策や事業に合致するものについて交付金等を受けたものである。交付金については国の説明会があり、関係部署と協議し、準備を進めてきた。

* 本議案の概要について

地方創生交付金の対象である、生活者への支援、生活環境の整備や、まち・ひと・しごとの創生に向けた総合戦略の先行的実施のほか、災害復旧・災害対応の強化、災害に強い情報・物流システム等の構築及び学校施設等の耐震化等の事業が国庫補助の対象となっており、本市においては、橋りょう整備事業、廃棄物処理施設等建設事業、義務教育施設整備事業が国庫補助の対象となった。

* シティプロモーション推進事業費の内容について

シティプロモーション推進事業は、国の地方創生交付金の対象となる戦略広報事業であり、本市の魅力を内外へ情報発信するものである。国の交付金を受けるため、成果指標の設定が必要となっており、シティプロモーション推進事業については、アンケートの実施等により成果が確認できるよう、事業提案をすることとなっている。なお、シティプロモーション推進事業費は、平成27年度当初予算においても、分割して一部が計上されている。

* 消費喚起型商品券事業の今後の計画について

本議案の可決後、市内の商工会議所や商店街連合会などから選出された委員を含む実行委員会を速やかに立ち上げ、詳細について協議していく予定であり、本年の夏から秋の間に商品券の発行を実施したいと考えている。

* 地方創生戦略事業と本市の総合計画との整合性について

地方版総合戦略の柱となる、雇用の創出、若い世代の結婚・出産・子育て、安心して暮らせる地域づくりなどは、本市にとっても不可欠な施策であり、市の総合計画に反映、又はこれを踏まえることになると思われる。今後、地方版総合戦略を策定していくことになるが、現時点で策定方法は検討中であり、成果指標の設定についても未定である。

* 国の地方創生事業による税制措置に伴う本市への影響について

地方拠点強化税制の創設に伴う本市への影響については、国から具体的な数字が示されていないが、現在のところ税収面において大きな影響はないものと

考えている。ただし、この税制措置がインセンティブとなり、市内企業が他都市に移転することになれば、大きな影響を受けることになる。

《意見》

- * 地方版総合戦略の策定においては、協議、検討のため附属機関や協議会の設置が考えられるが、既に市の総合計画や行財政改革の策定には学識経験者等が参画しているため、新たな附属機関や協議会の設置については必要性を十分に考慮して、地方創生戦略事業費を効果的に使ってほしい。
- * 消費喚起型商品券の発行に当たっては、他都市と比較して価値のある商品券を発行してほしい。また、川崎の独自性や特色のある商品券となるよう検討してほしい。

《審査結果》

全会一致原案可決

○「請願第92号 川崎市発注における工事の入札制度に関する請願」

《請願の要旨》

発注時における区単位での地域性重視、建設工事発注時における図面の無償化、工事単価の引上げ及び発注時期の平準化を求めるもの。

《理事者の説明要旨》

地方公共団体の契約の方法は、地方自治法により「一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するもの」とされている。また、「指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。」と規定されており、一般競争入札が原則となっている。

また、本市では契約条例第4条第4号において「予算の適正な使用に留意しつつ、市内の中小企業の受注機会の増大を図ること。」と規定し、市内中小企業の優先発注を原則としている。

本市の指名競争入札においては、税込み予定価格が1,000万円未満の工事請負を対象としており、川崎市競争入札参加者選定規程の第12条に基づき、不誠実な行為の有無その他の信用状態、工事成績、手持ち工事の状況及び当該工事施工についての技術的適性や、指名業者選定運用基準による当該工事に対する地理的条件、指名や契約の実績などに留意しながら指名業者を選定している。

図面の無償化の取組として、指名競争入札については電子データ又は紙ベースで全て無償で配布している。一般競争入札については、平成24年度から各区役所の道路公園センター発注の案件において、入札参加業者が市ホームページから図面等を無償でダウンロードできる仕組みを導入したところである。

本市の土木工事の積算における資材単価については、市場流通価格が反映された市販の物価資料と、本市と神奈川県、横浜市及び相模原市が実勢の取引価格を把握する特別調査を行い、県内の資材等単価として決定し、原則年4回、ホームページ等で公表している。工事の積算に当たっては、資材等単価表のほか、市販の物価資料や臨時の特別調査などにより、適切な積算に努めているところである。

工事の発注時期の平準化については、昨年6月に改正された「公共工事の品質確

保の促進に関する法律」いわゆる品確法の第22条に規定されている国が策定する発注関係事務の運用に関する指針の骨子案において、債務負担行為の積極的な活用などにより、適正な工期を確保しつつ施工時期の平準化に努めることが示されている。

《主な質疑・答弁等》

* 社会貢献している事業者への入札におけるインセンティブの付与について

社会貢献している事業者に対しては、インセンティブとして災害時協力体制の協定の締結を参加資格とした一般競争入札を実施しており、今後は入札工事の対象範囲を拡大していくことを検討している。また、総合評価一般競争入札においては、評価項目として災害時協力体制の協定の締結や建設機械の保有を加点している。評価項目には、障害者雇用や男女共同参画の状況、ISOの取得状況、本市の優良工事表彰の実績など複数あり、0.5点あるいは1点の配点を設定している。

* 市域を南部と北部に分割した一般競争入札の状況と今後の取組について

土木・舗装工事において川崎区、幸区及び中原区の南部と高津区、宮前区、多摩区及び麻生区の北部に分け、その区域内に本社があることを参加条件とする一般競争入札を試行実施している。この南北入札については実施を拡大する方向で検討しているが、南部と北部で工事の発注件数に偏りがあり、かえって公平性を阻害してしまうことがあるため、工事の性質などを考慮しながら有効な活用策を検討していく。

* 地域性を重視した優先発注について

指名競争入札においては、本市と災害時協力体制の協定の締結を参加資格とする入札と南北入札を合わせた入札の実施を検討しており、これを実施することで地域性を重視した優先発注が可能になると考えている。市内の事業者を優先することは最大の課題と認識しており、様々な意見、要望を踏まえて取り組んでいきたい。

* 神奈川県及び横浜市の地域貢献に係る入札制度について

神奈川県は「いのち貢献度指名競争入札」という指名競争入札の制度を導入している。横浜市では社会貢献をしている中小企業に対する認証制度があり、公共工事の入札の際に、認定企業であることを参加条件とする制度がある。本市においても、地域に貢献している事業者の受注しやすい環境づくりに向けて、引き続き検討していきたい。

* 工事単価の引上げについて

土木工事の積算における資材単価は、本市と県、横浜市及び相模原市の4者で調査、協議し決定している。昨年の品確法の改正に伴い、発注者側の責務として、受注者の適正な利潤の確保ができるよう施工の実態等を反映した積算を行う必要があるため、これまで大口の取引数量の価格を基準としてきたが、今後は比較的設計数量が少量の資材単価の設定についても、他都市の状況を把握しながら、県、横浜市及び相模原市と協議、検討していきたい。

* 図面の無償化に向けた今後の取組について

現在、指名競争入札の図面については全て無償で配布している。一般競争入札については、一部の入札は無償化しているが、設計図書の容量が大きいものがありシステムへの負荷が掛かるため、一般競争入札の図面を一斉に全て無償化することは困難である。現在、無償化に向けて関係部署と調整しており、平成27年度から無償化の範囲を拡大するよう準備を進めている。

*** 発注時期の平準化に関する対応について**

発注時期の平準化は、品確法の改正趣旨にあるとおり、担い手の中長期的な育成・確保の観点からも重要であり、事業者の経営の健全化や働き手の処遇改善につながるものである。また、国の「発注関係事務の運用に関する指針」の骨子案においても、適正な工期を確保しつつ施工時期の平準化に努めることが示されている。

現在、競争入札の契約件数は毎年5月が少ない状況であり、発注時期に偏りが生じていることから、今後の運用指針の策定を踏まえ、契約事務に係る内部的な事務手続の前倒しや債務負担行為の積極的な活用など、対応を検討していきたいと考える。

*** 設計担当職員の減少が発注時期の偏りに与える影響について**

発注時期の偏りのため競争入札における契約は毎年5月が少なくなっているが、その理由は4月に職員の異動があることや、資材単価や労務単価の改正時期と重なることなどが影響しているためである。以前と比較して、設計担当職員が減少していることはなく、設計担当職員の人数が不足していることもない。

*** 本市の工事のうち市内中小企業に優先発注した件数及び金額の割合について**

平成25年度における本市の工事のうち、市内中小企業に発注した件数の割合は84.9%であり、金額の割合は61.3%である。入札の参加資格は、工事を発注する設計部署と契約担当部署が案件ごとに相談して決定している。市内の事業者が受注しやすくなるよう分離・分割発注など可能な限り調整しており、今後も市内事業者への発注の件数及び金額が増加するよう検討していきたい。

《意見》

- * 近年、工事現場では人材が不足しており、発注時期が特定の時期に偏ることは工事の請負業者にとって死活問題となるため、発注時期の平準化に努めてほしい。
- * 早期かつ円滑に工事を発注するためには、一元的な契約の管理をすべきである。
- * 総合評価一般競争入札において、地域性を重視した加算点があっても落札できなければ実効性に欠ける制度と言わざるを得ない。入札の参加資格を限定し、より地域性を重視した入札となるよう検討してほしい。
- * 道路公園センターが発注する工事については、地域の特性を熟知している地元の事業者が請け負うことが周辺住民にとっても安心であり、地域性を重視した入札となるよう検討してほしい。
- * 市内の事業者には図面を無償化してほしい。また、入札の不調などにより入札を複数回繰り返すような工事についても、図面を無償化すべきである。段階的でも構わないので、将来的に全ての図面が無償となるよう取組を進めてほしい。

* 市内の中小企業への優先発注は、金額では工事全体の6割程度にとどまっており、他都市と比べても低い状況である。市内の中小企業は工事の技術を持っていても、事実上、工事に参加できないことも多いと聞いている。市は分離・分割発注の積極的な活用などにより、市内の中小企業への発注件数と金額の増加を図ってほしい。

《取り扱い》

- ・ これまで本市の入札制度に関する請願、陳情を審査するたび、同様の質疑が繰り返されてきた。市内事業者を優先すべきという思いは強く、本請願を採択すべきである。
- ・ 入札制度に係る市の前向きな取組を議会としても強く支持し、本請願を採択すべきである。

《審査結果》

全会一致採択

○「かけがえのない子どもたちの命に関する決議（案）」

《審査結果》

全会一致決議